

< 参考 >

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（抜粋）

（産業廃棄物処理業）

第十四条第五項第二号

五 都道府県知事は、第一項の許可の申請が次の各号に適合していると認めるときでなければ、同項の許可をしてはならない。

（中略）

ニ 申請者が次のいずれにも該当しないこと。

イ 第七条第五項第四号イからトまでのいずれかに該当する者

（中略）

ニ 法人でその役員又は政令で定める使用人のうちにイ又はロのいずれかに該当する者のあるもの

第七条第五項第四号（抜粋）

ロ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない者

（許可の取消）

第十四条の三の二 都道府県知事は、産業廃棄物収集運搬業又は産業廃棄物処分業者が次の各号のいずれかに該当するときは、その許可を取り消さなければならない。

一 第十四条第五項第二号イからへまでのいずれかに該当するに至ったとき。

（以下略）